

特定の事件 その1

補助金の財務事務執行状況について

包括外部監査の結果報告書（その1）

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

補助金の財務事務執行状況について

3. 特定の事件を選定した理由

地方公共団体は、地方自治法により、公益上必要ある場合に補助をすることが認められている。しかし、この補助は区民を取りまく社会情勢、環境等でその必要性も変化してくると考えるのが一般的である。

そこで、大田区（以下、「区」と称す）では、補助金について、その支出効果が一層高まるように見直しを実施するとともに、所期の目的を達成したもののや、必要性の低下したものなどについて、行政効果及び経費負担のあり方の観点から、廃止、削減又は休止を含む見直しを平成13年度～平成14年度（おおた改革推進プラン21の補助金・助成金等の見直しに関する指針により実施）、平成15年度（同指針を基本にして各部局で見直しの取り組み実施）に渡って行い、補助金等の効果的活用と透明性の確保を図っている。

今後これらの見直しは、国の三位一体の改革（税源移譲、地方交付税の削減、地方向けの補助金削減）を受けて、区としてもより厳密になさなければならないと考えられる。また、単年度のみでなく継続的になされることが重要である。

さらに、補助金は、種類や形態が広範囲に及ぶこと、全体の交付金額も重要と考えられることから、補助金にかかる事務執行の合規性ととも、経済性・効率性・有効性について監査を行う必要性があると認めたものである。

4. 外部監査実施対象期間

平成16年度を対象とするが、必要に応じて平成17年度及び過年度に及んでいる場合もある。

5. 外部監査の方法

（1）監査の視点

補助金の事務の執行に関する監査の視点は合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、次のとおりである。

公益上必要と認められるものを対象としているか。

補助金の交付決定は、法令、条例、規則、要綱等に定める手続きに従って行われているか。

補助事業の実績報告は適切に実施されているか。

補助事業の評価、補助金交付団体への指導、監督は適切に行われているか。

・交付先の財政状態との関連から当該補助が継続的に必要なのかどうか。

・補助金の交付先に委託契約をしているという場合の事業の対象区分は適切か。

補助効果の測定による対象事業の定期的な見直しがなされているか。

(2) 主な監査手続き

補助対象は適切かどうか、公益上必要と認められるものを対象としているか。

1) 補助要綱・要領等を分析し、補助金の交付目的、交付事業の内容、補助対象経費が明確になっているかを確認する。

2) 補助事業者が提出する交付申請書に対する審査状況を調査し、要綱、要領で定める事業及び団体等が補助対象になっているか確認する。

補助金の交付決定は、法令、条例、規則、要綱等に定める手続きに従って行われているか。

1) 必要な書類はすべて徴収され、定められた審査・確認が行われていることによって補助金交付が決定されているかを確認する。

2) 補助金交付要綱、要領の制定状況及び規定の明確性、実情への適合性等について見直しを図る必要があるか検討する。

3) 審査文書の作成及び保存状況を確認する。

4) 経済性・効率性の観点から、補助金の額、算定方法及び交付時期は適切か。

・補助金の算定基礎の妥当性について検討する。

・補助金の決定過程の妥当性について検討する。

・補助金の交付時期の適時性について検討する。

経済性・効率性の観点から、補助事業の実績報告は適切に実施されているか。

- 1) 補助金の実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であったか検討する。
- 2) 補助金実績報告書に対する審査方法及び補助金交付団体に対する指導監督の状況について検討する。

有効性の観点から、補助事業の評価、補助金交付団体への指導、監督は適切に行われているか。

- 1) 過去の補助実績に基づく評価の資料を検討する。
- 2) 補助金交付団体の補助金による使用支出の効果についての資料(概況報告等)を検討する。
- 3) 補助金交付団体の財政状況等を決算資料等で確かめる。

補助効果の測定による対象事業の定期的な見直しがなされているか。過去の見直しの経過を検討する。どのような点に問題があったかを検討する。

6. 外部監査の実施期間

平成 17 年 7 月 23 日 ~ 平成 17 年 12 月 27 日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 外部監査人補助者(アイウエオ順)

公認会計士	上田 孝二郎	公認会計士	古田 昇
公認会計士	鈴木 誠	公認会計士	三田村 典昭
公認会計士	戸高 昭二	公認会計士	森河 道太
公認会計士	鳥海 伸彦	* 公認会計士	吉田 元亮
公認会計士	鳥海 美穂		

*の補助者は、平成 17 年 12 月 21 日で補助できる期間を終了した。

9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

第2 外部監査対象の概要

1. 補助金の概要

(1) 補助金に関する法的根拠等

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、同法第283条第1項に準用規定が定められている。

また、行政実例(昭28・6・29)では、「『公益上必要がある』か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから客観的に公益上必要であると認められなければならない」と規定されている。具体的には以下の要件を満たすことが必要と考えられている。

行政目的に合致していること、すなわち住民の福祉の向上を目的とすること(合目的性)

補助事業を実施しなければ、住民の福祉向上の効果が生じないこと(有効性、必要性)

補助事業の対象者とそうでないものとの間の公平性を失しないこと(公平性)

しかし、公益の必要性については、解釈が拡張された運用が多くなりつつあるとの批判にもなっている。

また、補助金が交付される主な目的としては、
福祉事業の推進と水準の向上を図るため
産業基盤整備とその安定的発展のため
生活環境の向上を図るため
教育文化活動の奨励や保護のため

等があげられる。

また、一般的に補助金は、一度支出すると対象団体などの既得権的意識により、根拠が明らかな場合を除き減額あるいは廃止が難しいという側面もある。

しかし、補助は、あくまで自主、自立の支援であり、その目的が達成されたものや環境等から当初のような効果が得られなくなったような場合もあるはずと考えられる。

(2) 区における補助金の規模等

区の平成16年度の一般会計歳出当初予算合計は2,072億円であり、補助金、交付金及び負担金合計は123億円(5.9% 4.(2)参照)である。このうち、補助金と解されるものの補助金予算(負担金、交付金を除く)合計は、

72 億円（3.5% 5 の補助金当初予算リスト参照）である。

（3）補助金の定義

補助金、負担金、交付金は地方財務実務提要において以下のように定義されている。区もこの解釈に従っている。

補助金

一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

負担金

法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものである。

交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものである。

2. 補助金の主な分類

補助金の主な分類には、観点によって次のようなものがある。

（1）交付決定の手順による分類

法令の規定に基づき交付されるものと公益上必要があると認める場合に、予算措置によって交付するものがある。

（2）交付の性格による分類

奨励的補助金と運営費補助金がある。

前者は、特定の産業・事業等を奨励するための補助金をいう。後者は、事業を運営するための事業費・人件費・経費等を対象とした補助金をいう。（ただし、後記の外部監査の結果に記載しているが、この事業費・人件費・経費等は具体的な費目として対象にされるべきである。）

（3）交付方法による分類

補助対象者に直接補助するものと、団体等を通して本来の補助対象者に支給する間接的なものがある。

（4）交付財源による分類

区単独、区及び都、区及び都並びに国からの補助金が財源になっているものに区分される。

- (5) 補助金の算定方法による分類
定率補助と定額補助がある。

3. 区の補助金施策

(1) 補助金制度の見直し

区政全般のシステムの改革に向けた取り組みとして、平成12年10月、「おおた改革推進プラン21」基本指針を定めた。これを受け平成13年3月に、平成13～15年度を計画期間とする行動計画を策定し、「受益と負担の適正化」において、補助金・助成金の見直しが行われている。さらに、おおた改革推進プラン21実施本部において、補助金の効果的活用と透明性を確保するために、平成13年6月に「補助金・助成金等の見直しに関する指針」を策定した。

(2) 「補助金・助成金等の見直しに関する指針」の対象とする補助金

区が支出している全ての補助金等(支出科目が「負担金、補助及び交付金」以外でも、補助・負担的性格を有するものを含む。以下「補助金等」という。)を対象とする。

(3) 補助金等の見直し基準

上記指針では次のような見直しを行った。

必要性・実効性の視点からの見直し

既に補助・助成対象事業が目的を達成するなど、時代の変遷や状況の変化によりその事業の成果が上がらず、補助金等の必要性・実効性が薄れてきていると判断されるもの。

事業等の見直し・経費負担率の再検討による見直し

事務事業そのものや、執行方法及び行政と事業執行者等との経費負担率の見直しにより、補助・助成額の見直し又は減額ができるもの。

公平性の観点からの見直し

限定された団体・個人に対する補助・助成で、公平性の観点から見直しが可能なもの。

支出対象の内容整理による見直し

協議会・研究会等分担金で、加入している会等の内容に重複があり、

整理できるもの。

その他

上記設定項目以外で、この指針の目的に合致する見直し。

- (4) おおた改革推進プラン21最終報告 - 平成13～15年度実施状況 -
平成16年7月おおた改革推進プラン21実施本部の最終報告に記載されている補助金・助成金の見直しに関する取り組み実績は次のとおりである。

平成13年度

「補助金・助成金等の見直しに関する指針」を策定
指針による見直し件数33件の結果は以下のとおりであった。

	補助金等の名称
事業廃止、または事業終了予定を明示しているもの	1. 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金
	2. 交通災害共済特別区分担金
	3. 地域工業団体情報ネットワーク化促進助成金
	4. 産業団体人材育成研修事業助成金
	5. 生活センター外壁塗装等負担金
	6. 「ガイドヘルプの集い」参加費用負担金
	7. 高齢者住替え家賃助成
	8. 心身障害者住替え家賃助成
	9. ひとり親家族住替え家賃助成
	10. 老人クラブ高齢者学級助成
	11. 訪問看護ステーション利子補給
	12. 日本知的障害者福祉協会負担金
	13. 歯周疾患検診初年度準備経費
	14. 環境衛生職員研修会費
	15. 食品衛生監視員協議会
	16. 臨時少子化対策特例交付金
	17. 全国病弱養護学校長会負担金
	18. 関東甲信越地区病弱養護学校長負担金
	19. 日本生涯教育学会負担金
	20. 特別区社会教育施設連絡協議会分担金
	21. 文化センターまつり委託
	22. 大田区文化祭事業委託
	23. 生活学校事業委託

	24．子ども交歓会事業委託
	25．心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業
	26．青少年地域活動調査研究費
	27．全国文学館協議会分担金
事業規模縮小・減額を具体的に表明しているもの	1．職員研修分担金(第3ブロック共同研修分)
	2．たばこ商業協同組合連絡協議会分担金
	3．介護予防・生活支援事業補助(健康づくり推進員養成研修)
	4．職員研修分担金(児童福祉行政担当栄養士研修会)
	5．地区交通安全協会費(3 清掃事務所分)
	6．東京都体育施設協会負担金

なお、上記 33 件の現在の状況が、現段階では、明確に把握できていないため上記一覧にその情報を付け加えることができなかった。

平成 14 年度

指針による見直し件数 1 件 かけ等整備資金融資利子補給

平成 15 年度

指針に基づく見直し状況報告書一覧（企画財政課提供資料により作成）より、見直しとなったもの及びその理由は以下のとおりであった。

補助金事業等名	理由等
1．職員研修分担金及び助成金	分担金・助成金の廃止
2．精神障害者通所訓練事業運営費補助	交付額算定方法等の見直し
3．環境衛生職員研究会費	予算に未計上
4．食鳥検査担当者会議負担金	執行せず
5．東京都 HACCP 講習会負担金	執行せず
6．乳幼児医療費助成事業利子補給金	見直し検討中
7．職員各種研修・研究会参加分担金	見直し継続中
8．東京都公立教育研究所協議会会費	退会
9．東京都公立教育相談所連盟会費	退会
10．日本児童青少年精神医学会会費	刊行物のみに変更
11．東京都体育スポーツ振興期成会費	会の解散
12．全国文学館協議会分担金	退会
13．大田区福祉公社に対する助成	解散
14．社会福祉センター共益費	清掃回数等見直し
15．介護支援専門員等業務支援事業	支給対象削減

4. 補助金の確定

(1) 補助金、交付金及び負担金のうち補助金

補助金の役割は、社会保障・教育・公共事業など、地方自治体の重要な施策を実現するための手続きであり、その交付を通じ住民の福祉の向上、各種の施策奨励を図ること等を目的として機能することである。

そして、これらの交付事務を行っている各部局は、当該目的を十分理解し、区民の税金で補助金を支出している重みをより一層認識され、補助金の有効性を常に見直しながら執行されることが望まれる。

資料としては、一般会計について、1.(3)に記載した補助金・負担金・交付金が、予算書の各費目の内訳の「節」に計上されているが、補助金のみ合計は、この「節」のさらに内訳である企画財政課作成の予算特別委員会提出資料内訳から先述の補助金の定義に則して抽出したもの（以下「補助金当初予算リスト」と称す）となっている（負担金、交付金を除く）。

よって、この平成16年度の補助金当初予算リストについては、各部局からの補助金と解される事業を調査票形式にして、千円単位で書き込み提出を受け、当該補助金当初予算リストの事業予算と照合することで当初予算分を点検した（ただし一部四捨五入等端数の差異あり）。

(2) 一般会計補助金・交付金・負担金支出の過去4年間の予算決算状況

ただし、このうち補助金についての抽出は、合理的観点から監査対象のベースになる平成16年度当初予算の分にとどめ、監査対象を選定した上で、必要に応じて個別に前年度比較及び予算決算比較を行った。

補助金、負担金、交付金支出（一般会計）の過去4年間の推移

(単位：千円)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
議会費	143,444	135,759	134,831	129,834	142,181	139,738	142,546	139,504
総務費	3,357,543	3,708,855	3,078,699	3,066,248	3,288,997	3,375,574	3,317,998	3,114,083
福祉費 (民生費-平成5年度)	1,442,553	1,409,691	1,573,039	1,260,140	2,741,344	2,721,233	1,836,739	1,947,388
衛生費	384,341	376,904	391,639	369,125	359,969	350,622	345,098	343,707
産業経済費	906,612	763,827	688,727	544,086	694,140	697,301	958,279	899,131
土木費	698,054	619,200	228,836	181,258	47,873	44,751	78,855	91,118
建築費	1,064	952	322,963	266,809				
都市環境費								
都市整備費	1,732,525	1,414,996	1,905,431	1,878,432	2,164,042	2,280,478	2,354,291	2,425,779
環境費	20,878	32,778	44,079	39,469				
清掃費	3,343,973	3,332,707	3,142,946	3,103,551	3,133,062	3,108,230	3,096,006	3,085,726
教育費	214,634	213,848	199,958	193,559	228,261	214,932	213,747	201,271
諸支出金								
合 計	12,245,621	12,009,517	11,711,148	11,032,511	12,799,869	12,932,859	12,343,559	12,247,707

(企画財政課提供資料による)

5. 監査対象年度の補助金一覧及び外部監査対象とした補助金

監査対象とした補助金は、先ず、一般会計・特別会計のうち一般会計とした。さらに後述の補助金当初予算リスト（一般会計）のうち、

組織図上区長所管の部局

一部局における一補助事業の金額が1,000万円以上のものが約5件以上ある部局を選定し、当該1,000万円以上の補助事業について、監査の対象とした。各センターは、個別に判断し対象外とした。

(ただし、こども育成部は1,000万円以上が4件であるが、今後の少子化問題等もあり、補助金が適切かつ有効に交付されているかをチェックすることがより重要と考えられるため選定した。)

当該選定した部局が執行している100万円以下の少額補助金については、特にその効率性、有効性の観点から監査対象として追加した。

この抽出基準に従って、選定された補助金額及びカバー率はそれぞれ、補助金当初予算リスト（一般会計）のうち、6,243,508千円、86%である。次に、補助金当初予算リスト（一般会計）を掲載する。監査対象には、該当欄にナンバーを付してある。

補助金当初予算リスト（企画財政課提供資料による）

（単位：千円）

監査対象		所管部局課	事業名	平成16年度 当初予算
一般	少額			
		補助金合計		7,240,893
		内監査対象補助金		6,243,508
		議会事務局合計		138,925
			内監査対象補助金	0
		議会事務局	政務調査費	138,000
		議会事務局	健康診断（人間ドック）助成金	925
		経営管理部合計		1,995,042
			内監査対象補助金	1,977,590
1		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等就園費補助金	342,892
2		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	948,059
3		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等入園料補助金	302,600
4		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等振興費補助金	217,805
5		総務課（現幼児教育センター）	私立幼稚園等預かり保育事業補助金	20,200
		総務課（現幼児教育センター）	外国人学校保護者補助金	9,240
	1	総務課（現幼児教育センター）	外国人学校振興費補助金	1,000
		総務課	更生保護関連団体補助金	1,418
	2	総務課	保護司会会議室使用料補助	360
			総務課合計	1,843,574
6		職員課	大田区職員文化会等入補助金	101,147
			職員課合計	101,147
7		経理管財課	土地開発公社運営費補助金	42,527
			経理管財課合計	42,527
	3	男女平等推進室	女性の海外視察補助	1,000
		男女平等推進室	男女平等センター自主運営助成金	6,794
			男女平等推進室合計	7,794
		区民生活部合計		507,410
			内監査対象補助金	491,510
8		区民生活課	自治会・町会会館整備助成金	38,500
	4	区民生活課	子ども会交歓会補助金	600
		区民生活課	心身障害児交流促進事業補助金	2,000
9		区民生活課	自治会・町会設置防犯灯維持費補助金	32,904

10		区民生活課	大田区文化振興協会運営費事業費補助金	319,655
11		区民生活課	指定保養施設補助金	21,240
	5	区民生活課	大田区消費者問題調査研究団体助成金	900
	6	区民生活課	大田区生活展実行委員会助成金	400
			区民生活課合計	416,199
		防災課	災害弱者に対する支援組織活動助成金	1,100
12		防災課	防災市民組織・市民消火隊助成金	49,790
13		防災課	消防団助成金・共済制度助成金等	15,510
			防災課合計	66,400
		区民・国際交流課	花火の祭典補助	6,000
14		区民・国際交流課	子どもガーデンパーティー補助金	12,011
		区民・国際交流課	O T Aふれあいフェスタ補助金	5,000
			区民・国際交流支援課合計	23,011
		収納課	納税貯蓄組合補助金	1,800
			収納課合計	1,800
		産業経済部		950,405
			内監査対象補助金	928,890
15		産業振興課	財団法人大田区産業振興協会補助金	458,904
16		産業振興課	商店街装飾灯維持管理費・設置補助金	28,840
		産業振興課	商店街振興組合等運営補助金	4,640
17		産業振興課	商店街活性化推進事業補助金	62,217
		産業振興課	産業団体経営・技術指導講習会補助金	2,475
		産業振興課	産業団体実地研修補助金	3,410
18		産業振興課	中小企業融資信用保証料補助金	161,999
	7	産業振興課	勤労者生活資金融資包括保証料	504
		産業振興課	中小企業外国人技術研修生受入団体助成	3,990
19		産業振興課	公衆浴場施設改善助成金	28,500
20		産業振興課	公衆浴場事業補助金	20,639
		産業振興課	公衆浴場バリアフリー化促進事業助成金	7,000
	8	産業振興課	中小企業倒産防止共済掛金助成金	42
21		産業振興課	新製品・新技術開発支援事業補助金	39,200
	9	産業振興課	建築工事あっせん相談助成金	700
	10	産業振興課	空き店舗対策事業補助金	600

22		産業振興課	新元気をさせ！商店街事業補助金	126,745
			産業振興課合計	950,405
		保健福祉部合計		1,131,469
			内監査対象補助金	1,037,794
23		計画調整課	社会福祉法人 E 会への補助金	219,148
	11	計画調整課	民生委員・児童委員研修助成	747
24		計画調整課	公衆浴場組合への補助金	12,470
25		計画調整課	地域福祉推進事業助成	20,000
		計画調整課	大田区社会福祉センター維持管理経費	4,546
26		計画調整課	休日・休日準夜診療設備運営費補助金	13,000
		計画調整課	歯科休日応急診療事業補助金	9,000
		計画調整課	休日調剤振興補助金	8,658
		計画調整課	薬事情報運営費助成金	1,890
	12	計画調整課	妊娠中毒症療養費等利子補給	1
	13	計画調整課	6・9ヶ月児健康診査医療機関利子補給金	4
		計画調整課	看護師確保促進事業補助金	3,000
	14	計画調整課	在宅薬剤師研修費補助	530
			計画調整課合計	292,994
27		介護事業課	K 園に対する補助金	61,579
		介護事業課	痴呆性高齢者グループホーム N に対する補助金	8,400
28		介護事業課	痴呆性高齢者グループホーム整備事業助成金	11,250
		介護事業課	介護サービス第三者評価事業補助金	7,800
29		介護事業課	特別養護老人ホーム等施設整備補助	191,207
30		介護事業課	介護老人保健施設等整備補助	20,000
		介護事業課	大田区老人保健施設建設事業補助金	1,468
			介護事業課合計	301,704
31		障害福祉課	社会福祉法人 Y 会に対する補助金	80,974
		障害福祉課	障害者福祉サービス第三者評価事業補助金	2,100
		障害福祉課	心身障害者（児）地域生活支援事業	6,840
32		障害福祉課	民間協力者助成金（在宅緊急一時保護）	15,000
		障害福祉課	短期入所事業	7,863
33		障害福祉課	地域生活支援事業	15,094

34		障害福祉課	知的障害者施設整備補助	51,082
23		障害福祉課	社会福祉法人 E 会への補助金	146,366
			障害福祉課合計	325,319
35		介護保険課	介護保険制度利用者負担金の支援措置	40,800
	15	介護保険課	介護支援専門員等業務支援事業	720
		介護保険課	長寿高齢者介護保険料支援事業	5,655
		介護保険課	介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減事業	8,064
			介護保険課合計	55,239
36		高齢福祉課	老人クラブ助成	59,777
37		高齢福祉課	社団法人大田区 S センターに対する補 助金	78,045
			高齢福祉課合計	137,822
		新蒲田福祉センター等	交通費補助金等	13,271
			特別雇用奨励金	1,320
			新蒲田福祉センター合計	14,591
		上池台障害福祉会館	利用者交通費補助金	3,800
			上池台障害福祉会館合計	3,800
		こども育成部		662,683
			内監査対象補助金	637,851
	16	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営委員会事 業費補助金	400
		子育て支援課	乳幼児医療費助成利子補給金	7,363
38		子育て支援課	子ども交流センター運営補助	16,717
		子育て支援課	ひとり親家庭医療費助成利子補給金	1,103
			子育て支援課合計	25,583
39		保育サービス課	保育室運営事業補助金	123,602
		保育サービス課	緊急保育運営事業費補助金	7,266
40		保育サービス課	家庭福祉員運営事業補助金	81,361
41		保育サービス課	認証保育所運営費補助金	406,155
		保育サービス課	病後児保育事業費補助金	4,000
		保育サービス課	保育所福祉サービス評価事業補助	5,100
23		保育サービス課	社会福祉法人 E 会への補助金	9,432
			保育サービス課合計	636,916
	17	子ども発達センターわかば の家	利用者交通費補助	184

			子ども発達センターわかばの家合計	184
		まちづくり推進部		1,209,504
			内監査対象補助金	1,169,873
		道路公園課	交通安全協会補助金	5,900
		道路公園課	都市計画道路事業助成金	2,000
			道路公園課合計	7,900
		都市開発課	まちづくり協議会運営費補助金	5,200
42		都市開発課	優良建築物等整備事業・土地整備費	90,800
43		都市開発課	建築物不燃化助成金	43,026
44		都市開発課	密集住宅市街地整備促進事業補助金等	200,883
	18	都市開発課	福祉のまちづくり整備助成金	1,000
	19	都市開発課	がけ等整備資金融資利子補給	442
45		都市開発課	都心共同住宅供給事業・共同施設整備費	300,400
		都市開発課	防災生活圈建築物不燃化助成金	8,820
			都市開発課合計	650,571
46		建築調整課	狭あい道路整備助成金	28,929
47		建築調整課	私道排水設備助成金	71,820
48		建築調整課	私道整備助成金	63,987
		建築調整課	防犯灯設置助成金	6,931
		建築調整課	雨水浸透枘設置助成金	7,540
			建築調整課	179,207
49		住宅課	高齢者アパート建築資金借入金利子助成	24,724
	20	住宅課	高齢者等住宅確保支援事業補助金	333
50		住宅課	借上型区営住宅建設補助金	49,118
			住宅課合計	74,175
51		環境保全課	ディーゼル車規制に伴う補助金	54,550
52		環境保全課	保護樹木・樹林補助金	17,901
		環境保全課	生垣造成助成	3,240
			環境保全課合計	75,691
53		まちづくり課	民家防音工事等助成金	221,960
			まちづくり課	221,960
		交通事業本部		108,757
			内監査対象補助金	0
		交通事業課	大田区鉄道駅舎エレベーター等整備促進補助金	22,000

	交通事業課	京急蒲田駅舎総合改善事業補助金	81,548
		交通事業課合計	103,548
	交通開発課	基本計画策定助成金等	2,000
	交通開発課	大田区京浜急行沿線の再開発等推進団体に対する補助金	3,209
		交通開発課合計	5,209
	清掃部		153
		内監査対象補助金	0
	清掃リサイクル課	浄化槽清掃経費助成金	153
		清掃リサイクル課合計	153
	保健所		307,082
		内監査対象補助金	0
	健康推進課	精神障害者通所訓練事業運営費補助金	289,722
	健康推進課	地域生活支援センター事業補助金	16,800
		健康推進課合計	306,522
	生活衛生課	大田区食品衛生教育事業補助金	560
		生活衛生課合計	560
	大田区北地域行政センター		45,014
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	大田区体育協会人件費補助	18,888
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	984
		まちなみ整備課合計	19,872
	地域福祉課	家賃助成	25,142
		地域福祉課合計	25,142
	大田区西地域行政センター		10,316
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	1,728
		まちなみ整備課合計	1,728
	生活福祉課	家賃助成	538
		生活福祉課	538
	地域福祉課	家賃助成	8,050
		地域福祉課合計	8,050
	大田区南地域行政センター		36,137
		内監査対象補助金	0
	まちなみ整備課	自転車駐車場建設助成	7,500
	まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	2,124

			まちなみ整備課合計	9,624
		地域福祉課	家賃助成	26,513
			地域福祉課合計	26,513
		大田区東地域行政センター		11,589
			内監査対象補助金	0
		地域福祉課	家賃助成	10,929
			地域福祉課合計	10,929
		まちなみ整備課	公園児童公園自主的活動支援金	660
			まちなみ整備課合計	660
		教育委員会事務局		126,407
			内監査対象補助金	0
		指導室	大田区教職員互助会補助金	11,125
		指導室	外国人学校振興事業	12,147
			指導室合計	23,272
		大田区図書館	大田区教育研究会補助金	420
			大田図書館合計	420
		社会教育課	財団法人大田区体育協会運営費補助金	102,589
			社会教育課合計	102,589
		学務課	東京都中学校体育連盟大田支部補助金	126
			学務課合計	126

6. 補助金の執行手続

次に、補助金の原則的な執行手続を図示する。

